

相談支援専門員の要件となる実務経験確認リスト

業務範囲	区分	実務経験となる業務内容	実務経験年数及び日数	
相談支援 (日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)	A	平成18年10月1日時点で以下①②に掲げる者が、同年9月30日までに相談支援業務に従事した期間 ①旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ②精神障害者地域生活支援センター	3年以上 かつ540日以上	
	B	I	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者	5年以上 かつ900日以上
		II	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、その他これらに準ずる施設の従事者	
		III	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設※1、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所、その他これらに準ずる施設の従事者	
		IV	以下①～④に該当する、病院・診療所の従業者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②介護職員初任者研修・訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修の修了者 ③国家資格等※2を有する者 ④上記Ⅰ～Ⅲに掲げる従業者である期間が1年以上である者	
		V	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設における相談支援の業務の従事者	
VI	特別支援学校、盲学校、聾学校及び養護学校、その他これらに準ずる機関における就学相談・教育相談及び進路相談の業務の従事者			
直接支援 (入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導を行う業務)	C	I	障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所施設、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設※1、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	10年以上 かつ1800日以上
		II	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者	
	III	病院・診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従業者		
有資格者	D	以下①～⑤に該当する者が、B～Cに従事した期間 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②介護職員初任者研修・訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修の修了者 ③保育士 ④児童指導員任用資格者 ⑤精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算5年以上 かつ900日以上	
	E	国家資格等※2による業務に5年以上(900日以上)従事している者が、B～Cに従事した期間	通算3年以上 かつ540日以上	

※1 老人福祉施設 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3)

※2 国家資格等 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧士師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士